



## 大規模災害時における災害活動への支援に関する協定

新庄市（以下「甲」という）と、一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という）は、地震等の大規模災害時における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、地震等の大規模災害が発生した場合の支援活動に関し、必要な事項を定め、迅速、かつ、効果的な災害活動が実施できる体制を確保し、被害の軽減を図ることを目的とする。

### （乙が行う支援活動）

第2条 乙が行う支援活動は、甲が行う人命救助活動等に対する人的支援、物的支援及び技術的支援とする。

### （支援要請）

第3条 甲が乙に支援を要請する場合は、書面で行うものとする。ただし、書面で要請する間がないときは、電話等で要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 甲が行う支援要請は、次の場合に行うものとする。

- (1) 倒壊物の排除等で重機などの専用の資機材（操作員含む）を必要とする場合。
- (2) 要救助者の救助や現場職員の安全確保等のため、技術者のアドバイスが必要な場合。
- (3) その他必要な場合

3 甲が支援を要請するときは、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
- (2) 支援活動の内容（人員及び資機材の種類と数などを含む）
- (3) 現場において指示を発する職員（以下「現場指揮者」という）の職氏名、連絡方法等
- (4) その他必要な事項

### （支援出動）

第4条 乙は、甲から支援の要請があったときは、当該支援活動を担当する山形県解体工事業協会（以下「協会員」という）を速やかに出動させるものとする。（支援活動に必要な資機材を含む）

2 乙が当該支援活動に協会員を出動させるときは、次に掲げる事項を甲に通知す

るものとする。

- (1) 担当する協会員名
- (2) 現場に派遣する責任者の職氏名、連絡方法等
- (3) 派遣人員、資機材の種類と数等
- (4) その他必要な事項

### （支援活動の指揮）

第5条 災害現場に派遣された乙の協会員は、甲が指名した現場指揮者の指示の下に活動するものとする。

### （応需体制の確保）

第6条 乙は、甲の支援要請に対し、迅速に対応するため、協会内部の連絡体制を確立しておくものとする。

2 乙は、協会員が保有し、支援活動に活用できる重機や資機材について、その種別及び数量等を随時調査し、把握しておくものとする。

3 乙は、災害現場に派遣する協会員の優先順位及び重機や資機材の搬送方法について、予め計画しておくものとする。

### （訓練等）

第7条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、乙は、甲から防災訓練等への参加又は支援について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

### （経費の負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が行った支援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、技術的支援のうち、電話等によるアドバイス・助言に係る経費については、これを無償とする。

### （協議）

第9条 本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

### （連絡会議）

第10条 この協定の実施に必要な事項及び平常時における防災活動への協力については、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。



(協定期間)

第11条 本協定は、締結の日から効力を発するものとする。

なお、協定期間は締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 / /月 /日

甲 山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾 順 紀



乙 山形県山形市久保田二丁目1番47号

一般社団法人 山形県解体工事業協会

代表理事 井上 尚

